

秩父市農業委員会 平成30年 第8回 定例総会 議事録

1 会 期 平成30年8月22日(水) 午後3時10分から  
同 日 午後4時40分まで

2 議 場 ナチュラルファームシティ農園ホテル 会議室

3 出席した委員(12人)

会 長	12番	糸 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(1人)

委 員	10番	黒 澤 元 国
-----	-----	---------

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第45号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議案第46号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)

議案第47号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(10件)
議案第48号上程	農用地利用集積計画の決定について	(4件)
議案第49号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)
議案第50号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)
議案第51号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)
議案第52号上程	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	(1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	小林 弘	笠原 広久
第3区域	田口 俊夫	小久保 健司
第4区域	新井 一郎	
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志
第5区域	高岸 義雄	引間 勲
第6区域	長谷川 満	千島 初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (1人)

第4区域 大島 正一

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主 幹	帆刈 敏晃
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主 幹	新井 幸男	主 幹	新地 広幸
主 幹	加藤 和彦		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長(糸会長)** ただいまから、秩父市農業委員会平成30年第8回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

**議長（会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（会長）** 本日、10番黒澤 元国委員、第4区大島 正一推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。3番 高橋 信之 委員 及び 4番 高野 忠財 委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主幹及び岩田主事を指名いたします。

### 日程第5 諸 報 告

**議長（会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 はありませんでしたので、ご了承願います。

### 日程第6 審 議 議 案 の 報 告

**議長（会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**斎藤事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の3ページをお開きください。

議案第46号に係る案件のうち、番号1の備考欄の追認（昭和40年～）、を追加して下さるようお願いいたします。

次に6ページをお開きください。

議案第47号 番号8の 備考欄に 追認（平成28年～）、を追加して下さるようお願いいたします。

それでは、平成30年 第8回 総会において審議していただきます議案につい

て申し上げます。

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について が3件、  
議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について が3件、  
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について が10件、  
議案第48号 農用地利用集積計画の決定について が4件、  
議案第49号～議案第51号 農用地利用配分計画の意見について がそれぞれ  
各1件、  
議案第52号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に  
ついて が1件、

以上でございます。 よろしく申し上げます。

**議長（衆会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に  
配付しておりますので、ご了承願います。

## 日程第7 議 案 審 議

### 議案第45号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （3件）

**議長（衆会長）** 次に、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請につい  
て を議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

**帆刈主幹** それでは番号1、番号2について関連がありますので一括して説明いた  
します。

譲受人、譲渡人、申請地等は議案書記載のとおりです。

番号1の申請地は、黒谷字天水(てんすい)・畑・2筆・計152平方メートル、番  
号2の申請地は、黒谷字天水(てんすい)・畑・2筆・計159.66平方メートルで、  
昭和59年に相続により、それぞれの譲渡人が取得した土地です。

案内図の1ページをご覧ください。

申請地は、国道140号、黒谷六地藏交差点の東約190メートル付近にあります。

申請事由は、農業経営規模拡大です。

譲受人は現在、大野原にある自宅周辺に畑を所有し、主に野菜の栽培をご夫婦  
でおこなっております。

現在の耕作面積は、合計2,946平方メートルと原谷区域における別断面積10  
アールを上回っており、また農作業歴も12年になるとのことです。

また、譲渡人は両名とも高齢で、さらには遠方にお住まいということもあり、  
本申請地の管理も大変になってきたことから、手離したいと考え、このたび贈与

の話がまとまったとのことでした。

本申請地の現況は日当たりも良く、梅や柿などの果樹畑として良く管理されており、譲受人が譲り受けた後も、引き続き果樹畑として管理していきたいとのことでした。

つづいて番号3について説明します。

本件は平成30年第7回総会においてご審議いただいた「議案 第36号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき設定された、山田地内の1筆について、譲り受けた旨申し出があり、譲渡人との協議が成立したため、この度の申請に至ったものです。

譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字浅田(あさだ)・田・1筆・880平方メートルで、平成11年に相続により、譲渡人が取得した土地です。

案内図の2ページをご覧ください。

申出地は、高篠中学校の南東約270メートル付近にあります。

譲受人は現在、農地は所有しておらず、新規就農者となりますが、市民農園を借りるなどして、農作業歴は13年ほどあるということです。

譲渡人は譲受人の兄で、この度、兄が高齢のため農業ができなくなってきたことを機に、本申請地を贈与にて譲り受けたいとして申請されました。

本申請地は譲受人の自宅の近くにあり、取得後は、じゃがいも、トウモロコシ、大豆、その他葉物野菜を作付する計画で、ご夫婦で農業に従事していくとのことでした。

本申請地は、登記簿上の地目は田ですが現況は畑となっており、日当たりも良く、いつでも作付できるような状態に整備されておりました。

説明は以上です。

**議長(条会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**3番(高橋委員)** 議案第45号 番号1、番号2について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。現地は梅、柿が栽培されておりました。引き続き果樹栽培をしていくとのことですので、よろしいのではないのでしょうか。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

**3区(田口推進委員)** ただいま、事務局と3番委員が説明をしたとおりです。現地は非常によく管理されておりました。問題はないものと思います。よろし

くお願いします。

**7番（新田委員）** 番号3について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。前定例会で出た案件場所です。譲受人は市民農園で色々な野菜を栽培しております。現地も管理できるものと思いますのでよろしいのではないのでしょうか。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

**3区（小久保推進委員）** ただいま、事務局と7番委員が説明をしたとおりです。市民農園もよく管理しておりこの人だったら大丈夫と感じました。問題はないものと思います。よろしくご審議をお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案45号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

#### **議案第46号上程 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）**

**議長（糸会長）** 次に、議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** それでは、番号1についてご説明申し上げます。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は滝の上町 畑 1筆 83㎡で、平成23年に相続により取得されています。

案内図の3ページをご覧ください。申請地は秩父第一中学校の南側すぐであり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は宅地用地の拡張です。

申請事由ですが、申請地は昭和40年より隣接する宅地と一体で使用し、そこに

住宅を建てて貸家としていましたが、住人が引っ越したために空き家となり、管理が難しくなったことから、平成28年3月頃に取り壊しをおこないました。したがって、現状では申請地、宅地ともに建物は建てられておりません。このたび、書類を整理していたところ、当申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に復旧することも難しいため是正をしたいとして、始末書添付のうえ申請されました。

現地を確認しましたところ、申請地と隣接する宅地は道路面よりも一段高い位置にあり、ブロック塀が見られるなど、一体で住宅敷地として使用されていた形跡がありました。

隣接に農地はありますが不耕作地であり、かつ申請地の一段上にある土地なので、転用により周囲の営農状況に被害が生じることはないものと考えます。

説明は以上です。

**高野参与** それでは、番号2についてご説明申し上げます。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、4ページをご覧ください。

申請地は、久那字中落合、畑1筆264㎡で、久那公民館の南東260m付近に位置し、平成29年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地です。

申請事由ですが、申請者は同じ久那地内の県営住宅に住んでおりますが、相続により譲受けた土地に、自己用住宅を建築したいとのことで申請されました。

設計図、資金計画等も整っていますので、計画上問題は無いと思われれます。

また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、管理されている農地でした。

**加藤主幹** それでは番号3について説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川贅川字古池（フルイケ）畑1筆481平方メートルで、平成10年に相続で取得した土地です。

案内図5のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道三峰口駅から2キロメートル北側付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、申請地は、申請者宅に隣接する土地で、明治35年頃から現在まで、住宅、車庫等が建てられており、この度、申請地を確認したところ、農地であることが判明しました。

今後引き続き現状のまま利用していきたくとして、始末書添付のうえ、申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

また、一体利用される宅地面積は、1,000平方メートルになります。

現況を確認しましたところ、申請どおり、住宅、車庫等が建てられておりました。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**9番（加藤委員）** 番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地を確認したところ止むを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**2番（横田委員）** 番号2の案件について意見を申し上げます。概要は先程、事務局が説明をしたとおりです。自己住宅建築ということで隣接の承諾もあり問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**13番（彦久保委員）** 番号3の案件について意見を申し上げます。概要は先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地を確認したところ止むを得ないと感じました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**議長（条会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（条会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案46号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）



**議長（条会長）** 全員が賛成であります。 よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第47号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（10件）**

**議長（条会長）** 次に、議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 番号1について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は金室町 畑 1筆 1416㎡のうち210㎡で、昭和62年合併による所有権登記、うち共有者1名は平成20年持分2分の1を相続により取得しています。

案内図の6ページをご覧ください。申請地は西小学校の南西に約200m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は道路工事に伴う駐車場及び資材置場用地です。

申請事由ですが、譲受人は建設業を営む法人であり、この度、秩父市より申請地近くの市道の改築工事を受注しました。工事の施工にあたって資材等の置場を確保する必要があり、近くに場所を探していたところ、当申請地を所有する譲渡人の了解を得られたため、ここを一時的に転用したいとして申請されました。

計画は許可日から3ヶ月間の一時転用となっており、工事車両や建設機材の駐車場、資材、碎石置場として使用する予定です。また、工事完了後は農地に復旧する旨が申請書に記載されています。

現地を確認しましたところ、転用部分については不耕作地となっており、隣接に耕作農地はありませんでした。

**高野参与** 番号2についてご説明申し上げます。

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、7ページをご覧ください。

申請地は、上影森字日影、畑2筆142.3㎡で、影森駅の南南西420m付近に位置し、昭和40年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地の拡張です。

申請事由ですが、譲受人は、現在、申請地と道路を隔てた向かい側に住んでおりますが、建物の老朽化が進んでいることから、申請地に隣接する宅地に新築を計画しています。

しかし、この宅地の面積では進入路を含め手狭であることから、住宅敷地の拡張が必要とのことで申請されました。

また、申請地の一部は、平成2年から住宅敷地として使用されていたことから、始末書も添付されております。

なお、隣接する農地がありませんので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、管理された農地でした。

次に、番号3ですが、

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、8ページをご覧ください。

申請地は、上影森字下原、畑1筆273㎡で、秩父病院の東、200m付近に位置し、平成28年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、現在、アパートにて生活をしておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭になったことから、申請地を取得し自己住宅を建築したいとのことで申請されました。

設計図、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われま

す。また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、管理された農地でした。

**帆刈主幹** 番号4の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字上ノ原(うえのはら)・畑・1筆・902平方メートルで、平成15年に相続により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、国道140号、美の山入口交差点の南東約400メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、資材、車両置場用地です。

譲受人は、市内黒谷に本店を置き、土木建築工事業を主な目的としている法人です。

この法人の本店は、本申請地の堀を挟んだ付近にあり、以前まで、その本店の隣接地を資材置場として借用していたとのことです。

ところが、平成 28 年にその資材置場を返還することになり、返還後のその当時から、農地転用の許可の無いまま、本申請地を資材、車両置場として借用していたとのことです。

本申請地は本店から徒歩で 2 分程度と近く、監視、防犯上も最適な場所にあることから、引き続き使用したいとして、始末書添付のうえ申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成 29 年 12 月 25 日付けで、除外の決定を受けています。

つづいて番号 5 について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字前鹿原(まえしかはら)、字乙中山田(おつなかやまだ)・畑・3 筆・計 997 平方メートルで、昭和 47 年に贈与により取得した土地です。

申請地の場所は案内図の 10 ページのとおりで、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、駐車場用地です。

譲受人は、市内山田に本店を置き、電子機器製造販売業を主な目的としている法人です。

申請地は本店敷地の道路を挟んだ隣接地と、本店から南西約 300 メートル付近の 2 箇所、どちらも社員の通勤用駐車場として、農地転用の許可の無いまま、平成 10 年ころから使用していたとのことです。

申請地は本店から近く、引き続き駐車場として使用したいとして、始末書添付のうえ申請されました。

申請地の現況は駐車場として使用されておりました。

**斎藤事務局長** 番号 6 の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容については、議案書記載のとおりです。なお、平成 23 年に相続により取得した土地です。

案内図の 11 ページをご覧ください。申請地は、県道 秩父児玉線 和銅大橋

入口交差点から北に約250メートル先にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地であり、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

次に、転用の目的ですが、住宅用地です。

申請者は、現在上野町地内のアパートで暮らしておりますが、家族も増え手狭となっていることから土地を探してしておりましたが、経済的理由から妻の実家近くの義父の土地を借り住宅を建築したいと申請したものです。

設計図、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われま

す。また、隣接農地所有者から転用することについて差し支えない旨の承諾書をいただいておりますので、周辺の営農条件に悪影響を与えることはないものと思われま

す。現地を確認しましたところ、良く保全管理されておりました。

次に、番号7の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容については、議案書記載のとおりです。なお、平成24年に相続により取得した土地です。

案内図の12ページをご覧ください。申請地は、国道299号蒔田交差点より小鹿野町方面へ約350メートル先にあります。

申請地は、尾田蒔土地改良区内で秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地であり、第1種農地と判断いたしましたが、集落に接続して住宅等を建設する場合に該当するとして、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

次に、転用の目的ですが、住宅用地です。

申請者は、現在大野原地内のアパートで家族5人で暮らしておりますが、手狭となっていることから土地を探してしておりましたが、経済的理由から実家近くの父親の土地を借り住宅を建築したいと申請したものです。

現地を確認しましたところ、保全管理状態でした。

なお、尾田蒔土地改良区から転用することについて差し支えない旨の意見書をいただいておりますので、周辺の営農条件に悪影響を与えることはないものと思われま

**新井主幹** 番号8について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下吉田 字 久長（ひさなが） 畑1筆 202平方メートル、昭和62年に相続した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。申請地は、主要地方道皆野両神荒川線 龍勢会館前交差点から東南東約200メートルにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、夫と子供3人で本申請地の隣接地にある実家に住んでいますが、子供の成長とともに手狭となっており、以前より住宅の建築を考えていました。そこでこの度、譲受人の叔母の所有する当申請地を買い受け、ここへ新たに自己用住宅を建築したいとして申請されました。

申請地の一部は、平成28年から車両置き場として使用されていたことから、始末書も添付されております。

資金調達計画も整っており、隣接に耕作農地也没有ありません。

現地を確認しましたところ、畑として耕作されておりました。

**加藤主幹** 番号9について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字中原（ナカハラ） 畑1筆 641平方メートルで、平成元年に相続で取得した土地です。

案内図14のページをご覧ください。申請地は、国道140号、大堀交差点から260メートル、北西側付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

貸渡人は現在高齢で農業後継者の確立も困難な状況となっております。

申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして、借

受人に賃借権を設定し、申請されました。

事業計画では、太陽光パネル156枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われます。

現況を確認しましたところ、不耕作地でした。

番号10について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川贅川字上平（ウエダイラ）畑1筆 360平方メートルで、平成24年に相続で取得した土地です。

案内図15のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道三峰口駅から北東800メートル、付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

貸渡人における体力的な事情などにより、申請地を管理することが難しい状況にあるため、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

事業計画では、太陽光パネル96枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われます。

現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**9番（加藤委員）** 番号1の案件について意見を申し上げます。市の行う道路改築工事によるもので、許可を相当とすることでよろしいものであると考えます。

**2番（横田委員）** 番号2については住宅敷地の拡張ということで止むを得ないと思います。番号3についても家を建て住みたいということであり、どちらも開発が進んだ地区なので致し方ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

**3番（高橋委員）** 番号4の案件について意見を申し上げます。譲受人は建設業を行っており平成28年から資材置場として使っておりますが、始末書、除外許可も取っており致し方ないと思います。ご審議をよろしくお願ひします。

**7番（新田委員）** 番号5について意見を申し上げます。譲受人は製造工場を行っており駐車場の追認ということですが地元にも貢献しており致し方ないと思います。ご審議をよろしくお願ひします。

**8番（豊田委員）** 番号6と7の案件について関連して意見を申し上げます。どちらもアパート住まいで親の土地を借り住宅を建築するもので致しかたないものであると考えます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

**1番（新井委員）** 番号8について意見を申し上げます。現在奥の実家に住んでおり前に家を建て独立したいということです。致し方ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

**13番（彦久保委員）** 番号9と10について意見を申し上げます。両件とも太陽光施設を設置したいということで、隣接の承諾も得ており高齢で管理できないということなので、止むを得ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案47号について、賛成をする諸君の挙手を求め

ます。

(挙手をする人あり)

**議長(衆会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議長(衆会長)** 暫時休憩いたします。(15:55)

**議長(衆会長)** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。(16:05)

**議案第48号上程 農用地利用集積計画の決定について (4件)**

**議長(衆会長)** 次に、議案第48号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。番号1、2について説明させていただきます。

本案2件につきましては基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、いずれも平成30年8月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案2件は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地について、貸付人、土地の所在等は議案書をご覧ください。

番号1につきましては 太田 字 鎌土(かまつち)、畑1筆、2520㎡です。案内図の16ページをご覧ください。この畑は、大田小学校から北東に約680m離れた場所にあります。

番号2につきましては 太田 字 錢本堂(ぜにほんどう) 畑 2筆 計 1744㎡のうち 1037㎡です。

案内図の17ページをご覧ください。この畑は、大田小学校から北北東に約800m離れた場所にあります。

利用権を設定する期間はいずれの案件についても、平成30年12月1日から10年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用



地利用配分計画を決定することになります。

**帆刈主幹** 番号3について説明をいたします。

本案につきましても、基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成30年8月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

借受人、貸付人、貸付地等については、議案書記載のとおりです。

案内図の18ページをご覧ください。

貸付地は、秩父鉄道と銅黒谷駅の南西約200メートル、和銅大橋のたもと付近にあり、黒谷字五反田(ごたんだ)・字覗キ(のぞき)、田・1筆・308平方メートル、畑・4筆・4,076平方メートル、合計4,384平方メートルです。

利用権を設定する期間は、平成30年12月1日から平成40年11月30日の10年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することになります。

**加藤主幹** 番号4について説明をいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、いずれも平成30年8月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることが目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地についてですが、荒川上田野区域、畑7筆、計6,496平方

メートル、荒川日野区域、畑3筆、計2, 911平方メートル、合計面積は、9,407メートルです。

案内図の最後のページをご覧ください。

利用権を設定する期間はいずれの案件についても、平成31年3月1日から9年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**5番（富田委員）** 議案第48号に係る利用集積について意見を申し上げます

1番と2番の案件ですが内容は事務局が説明したとおりです。1番は隣接農地と一体で集積し利用するものです。2番は周辺は住宅に囲まれています、集積部分は良い畑です。今後農地中間管理機構に貸付けることにより良く管理できるものと思います。よろしくお願いします。

**第4区（新井推進委員）** 1番、2番について意見を申し上げます。5番委員と同様な意見です。意義ありません。よろしくお願いします。

**3番（高橋委員）** 議案第48号に係る利用集積について意見を申し上げます。

3番の案件ですが内容は事務局が説明したとおりです。以前は赤判定をした土地ですが、今は伐採されよく管理されています。今後農地中間管理機構に貸付けることにより利用されることを期待します。よろしくお願いします。

**第3区（田口推進委員）** 3番について意見を申し上げます。3番委員と同様な意見です。前は荒れていましたが農地として復活するということですので非常に良いことだと思います。よろしくお願いします。

**7番（新田委員）** 番号4について意見を申し上げます。内容は事務局が説明したとおりです。10筆確認したところ非常によく管理されておりました。今後農地中間管理機構に貸付けることによりさらに利用されることと思います。よろしくご審議をお願いします。

**第6区（長谷川推進委員）** 番号4について意見を申し上げます。貸付期間9年というのは昨年農地中間事業で集積した他の土地と終期を合わせたものです。今後さらに有効活用が期待され非常にいいことだと思います。よろしくお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございました。以上が、担当委員及び担当農地利用最

適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

(間がある)

**議長(衆会長)** 質疑又は意見はありませんか。

(「無し」という人あり)

**議長(衆会長)** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第48号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

**議長(衆会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

#### **議案第49号上程 農用地利用配分計画の決定について (1件)**

**議長(衆会長)** 次に、議案第49号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。

**岩田主事** 議案第49号 番号1 農用地利用配分計画の意見について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年8月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、業務執行役員の一人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などに対し、判断するものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成30年第7回総会、議案第40号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の19ページをご覧ください。

秩父市太田 字 奈良川(ならかわ) 畑1筆 1774平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありま

した担い手に配分する計画です。

貸借期間は平成30年11月1日より10年間、賃料については1年、10アール当たり、5000円になります。

担い手は現在、鉄骨ハウス2棟 約1200㎡、パイプハウス6棟 472㎡等でキュウリ、ナス、トマトを栽培しており、農協等へ出荷しています。また、平成30年第6回総会においても同担い手に対し、太田、蒔田の農地について利用配分計画の決定がなされております。

本申請地につきまして、農地の配分が決定された後には、一部パイプハウスを利用し、ナス、アスパラガスを栽培する予定になっています。

なお、この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**5番（富田委員）** 議案第49号に係る配分計画について意見を申し上げます

1番の案件ですが内容は事務局が説明したとおりです。借受人はキュウリ、ナスの栽培に励んでおり、新たになす、アスパラガスの栽培するため営農面積を拡大を図りたいということで。特に問題ないと判断しました。よろしく願いします。

**第4区（新井推進委員）** 1番について意見を申し上げます。借受人は現在キュウリ、ナスのハウス栽培に励んでおり、一生懸命やっております。特に問題ありません。よろしく願いします。

**議長（条会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（条会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第49号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（条会長）** 異議なしと認めます。よって、本案はそのように決しました。

**議案第50号上程 農用地利用配分計画の決定について** (1件)

**議長(衆会長)** 次に、議案第50号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、5番 富田 和雄 委員、6番 石橋 総一郎 委員、4区 新井 一郎 推進委員 におかれましては、議場から退出願います。

(5番富田委員、6番石橋委員、4区新井推進委員が退出する。)

**議長(衆会長)** 事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 議案第50号 番号1 農用地利用配分計画の意見について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年8月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成30年第7回総会、議案第40号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の別紙をご覧ください。

秩父市太田、伊古田地内の 畑38筆 計 57959平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

貸借期間は平成30年11月1日より10年間です。

担い手は平成28年に設立された法人で、大田地区の中心的な農業経営体であり、地域内の農業者のほとんどが組合員となっています。

この度の農地の配分にあたっては、計38筆のうち、太田、伊古田地内の28筆、案内図の白塗りの筆になりますが、計 42241㎡を通年で借り受け、小麦、大豆の栽培をおこない、太田地内の9筆、こちらは案内図の黒塗りの筆になりますが、計15718㎡については10年間の貸借期間のうち、11月から6月までの8か月間を借り受けて二条麦を栽培をおこなう予定になっています。

賃料については、通年で借りる部分については、1筆、10アール当たり、2000円、1年のうち8か月間借りる部分については、1筆、10アール当たり、1300円です。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4番（高野委員）** 議案第50号に係る配分計画について意見を申し上げます

1番の案件ですが内容は事務局が説明したとおりです。借受人は営農実績は良好で今回二条麦の栽培で、営農面積を拡大を図りたいということで。特に問題ないと判断しました。よろしくをお願いします。

（4区大島推進委員は欠席）

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 異議なしと認めます。よって、本案はそのように決しました。

#### **議案第51号上程 農用地利用配分計画の決定について** （1件）

**議長（糸会長）** 次に、議案第51号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、6番 石橋 総一郎委員におかれましては、議場から退出願います。

（6番石橋委員が退出する。）

**議長（糸会長）** 事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 議案第51号 番号1 農用地利用配分計画の意見について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年8月10日付けで、秩父市

長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成30年第7回総会、議案第40号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

先程の案内図にあります黒塗りの筆をご覧ください。

秩父市太田地内の畑 9筆 計 15718平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

貸借期間は平成30年11月1日より10年間、賃料については1年、10アール当たり、700円になります。

担い手は大田地内でそば、柿等を栽培し、そば屋の経営もしている認定農業者で、市の農業委員としても活動しています。

この度の農地の配分にあたっては、議案第50号 において8か月間借り受けることに決定した筆の残りの期間を借りる計画となっており、1年のうち7月から10月までの4か月間を借り受けて、そばを栽培する予定になっています。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4番（高野委員）** 議案第51号に係る配分計画について意見を申し上げます

内容は事務局が説明したとおりです。借受人は営農実績は良好で議案第50号の9筆を借りてそばの栽培をし営農面積を拡大を図りたいということで。特に問題ないと判断しました。よろしくをお願いします。

（4区大島推進委員は欠席）

**議長（会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第51号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（衆会長）** 異議なしと認めます。よって、本案はそのように決しました。

**議案第52号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について** (1件)

**議長（衆会長）** 次に、議案第52号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**斎藤事務局長** 議案第52号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案第52号について説明をいたします。

議案書の14ページをご覧ください。

本案は、別紙非農地判断対象地一覧表の畑2筆、1,559平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

これらの土地につきましては、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところいずれも山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。

**議長（衆会長）** 事務局の説明が終わりました。

**議長（衆会長）** これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第52号 農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（「異議なし」と言う人あり）



**議長（会長）** 全員が賛成であります。 よって、本案はそのように決しました。

日程第 8 閉 議 ・ 閉 会

**議長（会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、秩父市農業委員会平成 30 年第 8 回定例総会を閉会いたします。